

広島県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年三月十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年三月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三一七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
尾道市向島町字四軒島五五三八番一地先から尾道市向島町字四軒島五五三二番八地先まで			一三・二〇 一八・〇〇	一六一・〇〇	
			一三・〇〇 二四・五〇	一六一・〇〇	拡幅